

## 若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集結果

意見募集に対して寄せられた意見の総数、意見をお寄せいただいた方の職業等及び意見の内容を整理すると、おおむね次のとおりである。なお、意見の内容を記載するに当たっては、適宜要約するなどしている。

### 1 意見の総数及び意見をお寄せいただいた方の職業等

(1) 意見総数	664件
(2) 意見をお寄せいただいた方の職業等	
弁護士等（弁護士会、弁護士事務所職員を含む。）	337件
自営業	37件
公務員	23件
会社員	18件
教員	17件
主婦	12件
無職	12件
家庭裁判所調査官	9件
その他	40件
不明	159件

### 2 意見の内容

- (1) 少年法の適用対象年齢の引下げに関する意見  
別紙1のとおり。
- (2) 若年者に対する処分や処遇の在り方全般に関する意見  
別紙2のとおり。

## 別紙 1 少年法の適用対象年齢の引下げに関する意見

### 【少年事件や少年審判の現状に関する意見】

- 少年事件は、事件数・人口比ともに減少しており、凶悪化しているという事実もない。現行の少年法に基づく少年審判、保護処分等は有効に機能している。重大事件については、検察官送致制度により対応できており、少年法の適用対象年齢を引き下げる必要性はない。
- 現在の少年法は、特に、氏名が公表されない、少年院に行くまでに段階があり、少年院も特別の事情がない限り最初は半年から1年程度の期間であるという点で、抑止効果がほとんどない。結果、窃盗や少年暴走などの軽犯罪についてやりたい放題の状況になっている部分があり、治安維持の観点から好ましくない。

### 【他法令の年齢条項との関係に関する意見】

- 個々の法律の適用年齢は、個々の法律の目的等に応じて検討すべきものである。公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢と少年法の適用対象年齢とは、趣旨・目的が異なるので、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が引き下げられたからといって、少年法の適用対象年齢を引き下げなければならない必要性はない。
- 国法上の統一という理由は、少年法の適用対象年齢を引き下げる理由にはならない。自民党政務調査会の提言においても、飲酒喫煙や公営競技などについては、年齢を統一しないという意見との両論併記とされている。また、児童福祉法については適用対象年齢の引上げが検討されている。ドイツ法制においても、国法上の統一の必要性は否定されている。
- 少年法は、社会の中でうまく育ってこなかった子どもを対象としており、標準的な子どもをイメージした公職選挙法や民法の年齢引下げとは別に議論すべきである。
- 国民年金保険料支払の義務も負わせられないのに大人だという考え方は問題である。
- 選挙権を持たせ、社会的にも大人であるとするなら、犯罪を起こしたときだけ「保護」の扱いとすることはできないはずである。選挙違反をした18歳が少年法で軽い処分を受けることになるといった矛盾について定められた公職選挙法改正法附則の措置は暫定措置であり、少年法について必要な法制上の措置をとることとされていることから、少年法適用対象年齢の引下げは必要である。
- 民法と少年法が関係ないものでない以上、本来は同時に検討されるべきも

のである。人を傷つけてはいけない、盗んではいけない、そういうことをすれば刑務所に行くということは、小学生でも分かることであり、民事の取引よりもよほど簡単に理解できるので、少年法の年齢だけ高いままにしておくなどというのは、筋が通らない。

#### 【18歳，19歳の者の成熟度等に関する意見】

- 18歳，19歳の者は未熟であり，その中でも，非行に及ぶ者は特に未熟である。18歳，19歳でも，人の物を盗んではいけないということですから，一から丁寧に教えなければ分からない少年が大勢いる。
- 18歳，19歳の者は，鑑別所職員，家庭裁判所調査官，付添人，少年院職員等の大人が真剣に関われれば変わることができる。
- 18歳，19歳の少年は，低年齢の少年に比べて就労して自立することが可能であり，むしろ更生につながりやすい。
- 18歳の多くは高校生であるが，同じ高校3年生の取扱が誕生日によって異なるというのは，少年たちにとって不公平感を植え付けることになる。
- どうやったら事実を隠せるのか，どうやったら保護処分や刑事罰が軽くなるのかについて必死に考えている少年はかなり多く，20代前半の成人との間に大きな違いは感じない。可塑性があると感じる18歳以上の少年は少ない。
- 最近の18歳，19歳の者は，精神的な成長が遅れているように思われる。自覚を持たせて，本人たちの成長を促すためにも，民事でも，刑事でも18歳を大人として扱うのがよい。

#### 【少年を取り巻く社会環境，少年と成人とを分ける年齢等に関する意見】

- 寿命が延びた今，「子ども」である時間も昔より長くなっている。
- 少年の生育環境は悪化している。特に，非行に及ぶ少年は，虐待を受けるなど生育環境にハンディキャップを抱えている。
- 今は，大学に進学するのが普通であり，大学を卒業する22歳頃からが大人扱いというのが社会一般の感覚である。
- 保護処分に付し得る年齢の上限を（22歳まで，23歳まで，25歳まで）引き上げるべきである。
- 20歳は大学の途中であり，年齢の切れ目としては，それほど意味がない。高校と大学の切れ目で「大人」扱いするという方が意味がある。
- 高校を卒業後は，大学へ進学するにしろ，就職するにしろ，社会人としての権限と責任を持つべきである。大学2年生は少年法で保護され，大学3年生は保護されないということに合理的理由がない。

- 一般に18歳といえば高等教育を終え、職業に就く者も出始めるという点で、成人として扱っても問題のない年齢である。

#### 【少年法の適用対象年齢の引下げの影響に関する意見】

- 少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合、軽微な事件が起訴猶予、罰金、単純執行猶予となり、現行の少年法の下で行われている更生に向けた働きかけ、科学的な調査、保護観察や少年院送致における処遇が行われなくなる。
- 18歳、19歳の少年によるぐ犯に対応できなくなる。
- 発達障害及び知的発達遅滞の少年の保護を十分にできなくなる。
- 少年法に基づく保護処分や少年院における矯正教育は、刑罰や刑務所における矯正処遇よりも再犯防止に有効である。
- 少年法の対象から外されれば、実名報道される。そうすると、家族の特定も難しくはない。実名報道が更生にもたらす影響は限りなく大きく、更生を困難にさせる要素である。
- 少年法の適用年齢が引き下げられた場合、家庭裁判所調査官、少年鑑別所（鑑別技官）、少年院、児童自立支援施設等、少年司法に関わってきた専門職、専門施設が、大幅に削減され、統廃合が進められるなどして、これまで蓄積されてきた非行少年に対応するための体制が縮小してしまうことは明らかである。それは、様々な運営上の困難をもたらし、取り返しがつかない事態となる。
- 少年に「少年法で守られていることを知っていたか」と聞いても全員が知らなかったと答えており、少年法の適用対象年齢の引下げが抑止力になることはない。

#### 【外国法制の考慮に関する意見】

- 国際的に見て18歳を基準にすべきである。
- 諸外国の多くは少年年齢が18歳だという論があるが、比較するのであれば、日本よりも治安の高い諸外国に習うべきである。ほとんどの国が、日本よりも少年事件の犯罪率、若年成人の犯罪率が高い事実がある。

#### 【その他の意見】

- 近年の少年法改正の効果が検証されていない。

#### 【参考】

少年法の適用対象年齢の引下げに賛成の意見	9件
少年法の適用対象年齢の引下げに反対の意見	634件

(うち理由の記載がないもの	178件)
賛否の記載なし・賛否不明の意見	21件

注 賛成, 反対又は賛否の記載なし・賛否不明の分類は, 意見中の一義的に賛否の判別が可能な文言(例えば, 「引下げに賛成(反対)する」, 「引き下げるべきである(ない)」など)によって行った。そのような文言が意見中に見当たらない場合には, 賛否の記載なし・賛否不明に分類した。

## 別紙2 若年者に対する処分や処遇の在り方全般に関する意見

### 【少年法の適用対象に関する意見】

- 少年法を適用するか否かは、事件の重大性、犯行の動機、被害者の処罰感情等を総合考慮して判断することが望ましい。
- 比較的軽微な罪を犯した者と重大な罪を犯した者、学生と働いている者とを区別し、それぞれに相応しい手続で処分を決定すべきである。
- 成人年齢を18歳に引き下げた上で、18歳以上の者についても家庭裁判所の判断で保護処分を選択することができる制度とすべきである。
- 18歳、19歳を大人とする以上、特別な扱いが必要とは思えず、成人と同様の手続で成人と同様に処分すべきである。

### 【処分の手続に関する意見】

- 成人年齢を超えた若年犯罪者に対して、背景となる問題性を鑑別する仕組みを調べ、その機能を充実させるべきである。

### 【刑罰の在り方に関する意見】

- 不定期刑の適用は18歳未満とし、18歳以上の者は成人と同様の刑とすべきである。
- 判決で言い渡せる処分が、死刑、懲役、禁錮、罰金のみというのは狭過ぎる。社会奉仕命令や治療命令のような処分を検討すべきである。また、刑を受ける代わりに治療や教育を受けることを義務付け、それが守られない場合に刑を執行するという手段も検討されるべきである。
- 夜間拘禁や週末拘禁のような受刑者が失職しない受刑の在り方を考えるべきである。
- 現在の服役制度について、懲罰から更生指導に考え方を变える必要がある。
- 18歳、19歳、更には25歳までの者については、刑事処分を受けたとしても、収容場所を少年院とし、資質に応じて、教育の機会を与えるなど、厚い指導体制をとるべきである。
- 成人年齢を超えた若年犯罪者に対して、少年法下の矯正教育のような処遇を収容処遇を含めて適用できる仕組みを作り、心理学的な治療とソーシャルワークを組み合わせた処遇のメニューを充実させるべきである。
- 社会内処遇を強化する必要がある。社会に戻って来た人を受け入れる施設が少ないのは問題である。
- 保護観察を強化し、刑事施設との連携を進めることや保護司に限らない社会的資源の関与を可能とすることが必要である。

- 保護司を若返らせる，人数を増やす，専門性を持たせる，金銭的支援を行うなど，今の制度をもっと充実させるべきである。

#### 【若年者の更生に必要な施策に関する意見】

- 少年法は児童福祉法と連動しながら，非行少年の立ち直りを支援する方向で考えるべきである。
- 若者の更生には，職業に就くことと，高校卒業程度の学力を付けることが必要であり，そのための支援をすべきである。
- 若者が更生するために，教育的，心理的，福祉的サポートを一層充実すること，地域や親への理解を促し，地域全体として子どもの支援を活性化すること，少年院から出院してくる少年たちを受け入れる社会の意識変革をすることが必要である。
- 本人が自分の責任と向かい合うように，厳しく諭し，教えることが必要であり，警察官や裁判官には，若者を正しく導ける者を選ぶべきである。
- 少年たちの更生を支援している団体等と法務省矯正局との意見交換が必要である。

#### 【推知報道の禁止に関する意見】

- 18歳，19歳の者が禁錮以上の刑に処せられたときは，裁判所の判断で実名報道ができるようにすべきである。
- 実名報道が犯罪抑止に与える効果は大きいので，氏名公表が可能となる年齢は引き下げるべきである。
- 実名報道が更生にもたらす影響は限りなく大きく，更生を困難にさせる要素である。
- 少年の実名を報道したとしても，被害者の人権が回復することはなく，むしろ被害者のプライバシーを暴くなどの問題が指摘できる。

#### 【検討の在り方に関する意見】

- 要保護性が高い場合だけを選択して保護的な手続を現在の成人の若年層にも及ぼしていく制度が検討されているとのことであるが，成人になっているのに要保護性が高いかどうかの判定をする制度は，保安処分に類似した側面をもち，刑事司法制度全般に及ぶ大転換をしなければ不可能である。
- 若年者に対する刑事法制の在り方は，少年法の適用対象年齢の引下げとは切り離して検討すべきである。